

令和6年第2回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第 2 9 5 号

令和 6 年第 2 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1 日 時 令和 6 年 6 月 3 日（午前 1 0 時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和5年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国都支出金	地方債	その他
02 総務費	01 総務管理費	072 財産管理経費 (旧関戸簡易耐火住宅建物等解体 工事)	59,550,000	23,800,000	0	23,800,000	0	23,800,000	23,800,000	23,800,000	0	0	0
02 総務費	01 総務管理費	990 コミュニティセンター改修事業 (桜ヶ丘コミュニティセンター改修工 事基本・実施設計業務委託料)	27,770,000	8,300,000	0	8,300,000	6,100,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	0	0	0
10 教育費	03 中学校費	607 中学校施設整備事業 (鶴牧中学校改修工事)	1,296,100,000	149,341,000	0	149,341,000	0	149,341,000	149,341,000	100,789,000	48,552,000	0	0
合 計			1,383,420,000	181,441,000	0	181,441,000	6,100,000	175,341,000	175,341,000	126,789,000	48,552,000	0	0

令和6年6月3日提出

多摩市長 阿 部 裕 行

令和5年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源内訳			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
02 総務費	02 徴税費	155 課税事務経費 (制度改正等に伴うシステム改修業務委託料)	2,298,000	2,298,000	0	2,298,000	0	0	0
	03 戸籍住民基本台帳費	158 戸籍住民基本台帳事務経費 (法改正等に伴う住民情報システム改修業務委託料)	3,410,000	3,410,000	0	3,410,000	0	0	0
		158 戸籍住民基本台帳事務経費 (法改正に伴う戸籍総合システム改修業務委託料)	4,092,000	4,092,000	0	4,092,000	0	0	0
		158 戸籍住民基本台帳事務経費 (法改正に伴うコンビニ交付システム改修業務委託料)	2,156,000	2,156,000	0	2,156,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	891 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 (多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金外2件)	1,430,000	1,429,910	0	1,429,910	0	0	0
		891 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 (低所得者支援及び定額減税補足給付金外5件)	335,726,000	168,165,000	0	168,165,000	0	0	0
		235 障がい者自立支援推進事業 (障害者総合支援法対応システム改修業務委託料)	2,750,000	2,750,000	0	1,237,000	0	0	1,513,000
	02 児童福祉費	344 低所得者支援及び定額減税補足給付金(こども加算) (低所得者支援及び定額減税補足給付金(こども加算)外5件)	100,689,000	100,628,647	0	100,628,647	0	0	0
08 土木費	03 都市計画費	498 多摩中央公園改修整備・運営事業 (多摩中央公園特定公園施設建設譲渡費)	550,000,000	550,000,000	0	275,000,000	0	0	275,000,000
合 計			1,002,551,000	834,929,557	0	558,416,557	0	0	276,513,000

令和6年6月3日提出

多摩市長 阿 部 裕 行

第 4 8 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多摩市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

多摩市長

多摩市条例第 2 4 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のた

し書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 7 第 2 項、第 4 7 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 7 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この

項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、

第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において

「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、そ

の端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項

及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第３４条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第１０条の２第１４項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第４号イ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第４号ロ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第４号ハ」に改め、同条第２１項を削り、同条第２２項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２３項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２４項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同項を同条第２４項とし、同条中第２６項を第２５項とし、第２７項を第２６項とする。

附則第１０条の３第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項中「附則第７条第１７項」を「附則第７条第１８項」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第７条第１６項各号」を「附則第７条第１７項各号」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１２項各号」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「附則第７条第１０項各号に規定する」を「附則第７条第１１項各号に掲げる」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項を同条

第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 5 項」を「附則第 19 条の 3 第 4 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「附則第 18 条の 3」の次に「（法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「

（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１３条の２第４項を削る。

附則第１３条の３第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１４条中「又は第４項」を削る。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１６条の３第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の４第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１７条第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１８条第５項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１８条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１９条第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１９条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７

条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
附則第２０条の２第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の２第５項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の３第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の３第５項に次の１号を加える。

- (5) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２０条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 9 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

多摩市長

多摩市条例第 2 5 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように
改正する。

附則第 3 項を削る。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5
条第 3 2 項」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5
条第 3 7 項」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5
条第 4 2 項」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項の前の見出しを削り、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」
を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度
分の都市計画税にあっては、1 0 0 分の 2 . 5）」及び「（令和 3 年度分の都
市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を
附則第 7 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年
度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 9 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に、「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 12 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 13 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第 12 項とする。

附則第 14 項の前の見出しを削り、同項を附則第 13 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 15 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第 14 項とする。

附則第 16 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 17 項の前の見出しを削り、同項を附則第 16 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 18 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 14 項から第 16 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 15 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 19 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第

4 6 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とする。

附則第 2 0 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「附則第 2 5 条の 3」の次に「（法附則第 2 7 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を附則第 1 9 項とする。

附則第 2 1 項を附則第 2 0 項とする。

附則第 2 2 項の前の見出しを削り、同項を附則第 2 1 項とし、同項の前に見出しとして「（納期の特例）」を付する。

附則第 2 3 項から附則第 4 8 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第 5 0 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した
ことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

多摩市長

多摩市条例第 2 6 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9
万円」を「2 9 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 3 万 5 , 0 0 0 円」
を「5 4 万 5 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度
以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健
康保険税については、なお従前の例による。

第 5 1 号議案

鶴牧中学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部
変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 6 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た鶴牧中学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 鶴牧中学校改修工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市落川 1 2 5 1 番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体
株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉 泰成 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 6 0 1 , 2 1 9 , 0 8 0 円</u>
<u>変更後 金 6 1 2 , 5 6 8 , 0 0 0 円</u> |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和 5 年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第 5 2 号議案

鶴牧中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての
議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 6 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た鶴牧中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 鶴牧中学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市鶴牧二丁目 2 3 番地 7
日本電力・井上建設共同企業体
株式会社日本電力サービス
代表取締役 横倉 利隆 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 2 0 2 , 3 2 3 , 0 0 0 円</u>
<u>変更後 金 2 0 8 , 3 5 1 , 0 0 0 円</u> |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和 5 年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第 5 3 号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市教育委員会委員原島久男氏は、令和 6 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
原 島 久 男	東京都世田谷区	

第 5 4 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	3 - 1 0 8 7 号 線	起 点	連光寺六丁目 2 2 番 7 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	連光寺六丁目 2 1 番 4 地先	

令和6年度第3ブロック廃止路線図

案内図

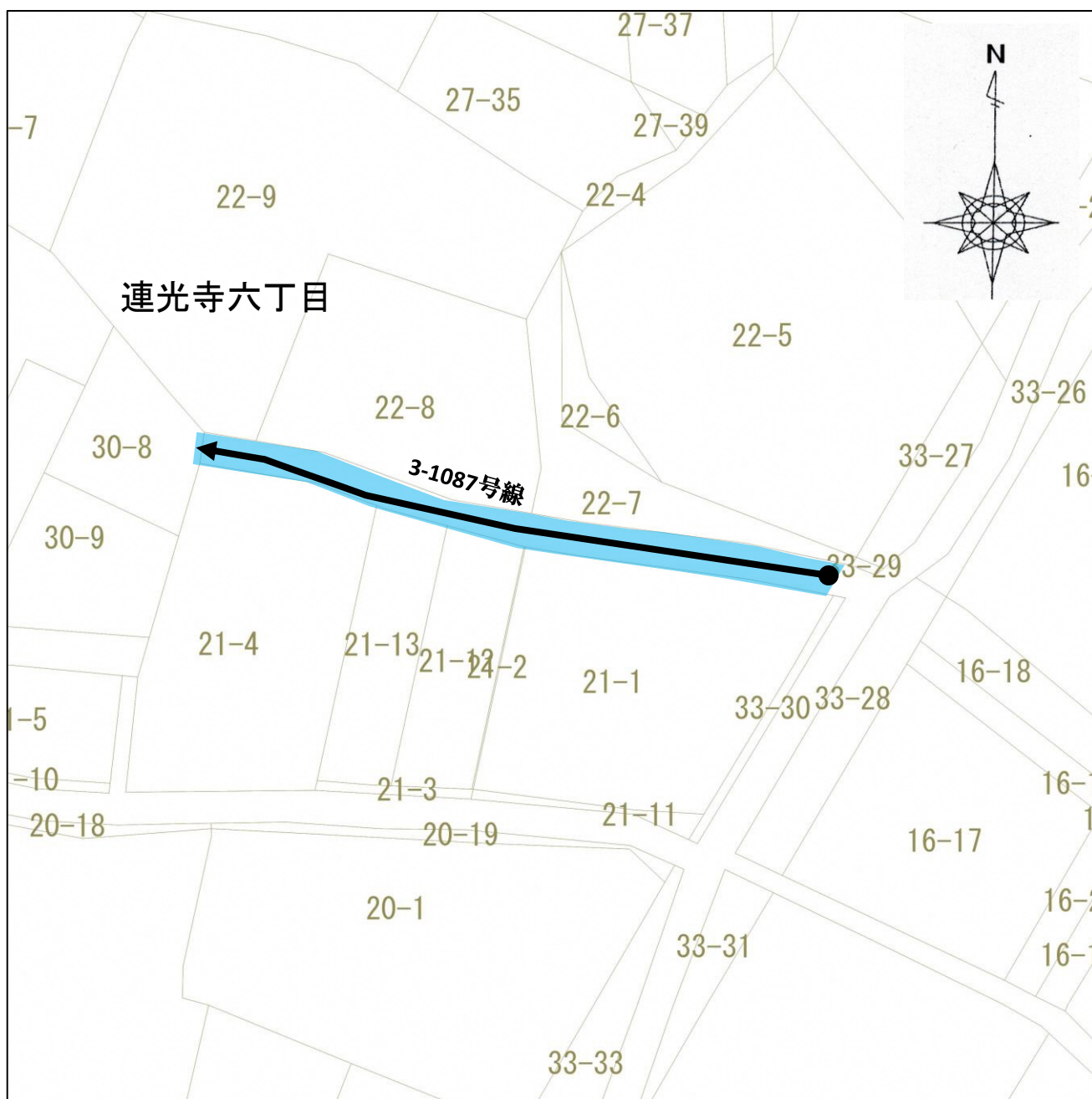
3-1087号線



凡	例
起点	
終点	

廃止路線土地所在図

3-1087号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第 5 5 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条
例（平成 2 7 年多摩市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 3 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 6 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。
附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 1 0 条の 2 中第 2 6 項を第 2 8 項とし、第 2 3 項から第 2 5 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 2 2 項を第 2 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。
2 4 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 1 0 条の 2 中第 2 1 項を第 2 2 項とし、第 1 4 項から第 2 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 3 項の次に次の 1 項を加える。

1 4 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の

属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項（第 1 号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された旧法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 5 7 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 7 項を附則第 4 8 項とし、附則第 2 6 項から附則第 4 6 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 2 5 項を附則第 2 6 項とし、附則第 2 2 項から附則第 2 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 2 1 項の前の見出しを削り、同項を附則第 2 2 項とし、同項の前に見出しとして「（納期の特例）」を付する。

附則第 2 0 項を附則第 2 1 項とし、附則第 1 9 項を附則第 2 0 項とする。

附則第 1 8 項を附則第 1 9 項とする。

附則第 1 7 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項及び第 1 1 項」に、「附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」を「附則第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」に、「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」を「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 1 3 項」に、「附則第 1 3 項から第 1 5 項まで」を「附則第 1 4 項から第 1 6 項まで」に、「附則第 1 4 項」を「附則第 1 5 項」に改め、同項を附則第 1 8 項とする。

附則第 1 6 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 7 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 1 5 項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 4 項を附則第 1 5 項とし、附則第 1 3 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 4 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

- 5 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第 58 号議案

多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

多摩市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「により、」の次に「普通徴収又は」を加える。

第 4 条第 1 項中「種別割を」の次に「前条に規定する証紙徴収の方法により払い込もうとする場合は、」を加え、「よって払い込まなければ」を「よらなければ」に改め、同条第 2 項中「種別割」を「前項に規定する場合の種別割」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 59 号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号及び第 6 号、第 23 条第 3 項並びに第 28 条第 2 号及び第 5 号中「1 人」を「一人」に改める。

第 29 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「1 人」を「一人」に改め、同項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同条第 3 項中「1 人」を「一人」に改める。

第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「1 人」を「一人」に改め、同項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同条第 3 項中「1 人」を「一人」に改める。

第 33 条第 2 号及び第 5 号、第 34 条第 2 項、第 39 条並びに第 43 条第 2 号及び第 5 号中「1 人」を「一人」に改める。

第 44 条第 2 項ただし書中「2 人」を「二人」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「1 人」を「一人」に改め、同項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同条第 3 項中「1 人」を「一人」に改める。

第 47 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「1 人」を「一人」に改め、同項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に、「1 人」を「一人」に改め、同条第 3 項中「1 人」を

「一人」に改める。

附則第 6 条中「1 人」を「一人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。
この場合において、この条例による改正前の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。